

## 市民プールらくあ 初心者向け 水中運動教室

**日時** 6月14日(月) 10時～12時  
**内容** ストレッチ、初心者向けの簡単な水中運動など  
**対象** 令和4年3月31日(木)時点で40歳以上の方で、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方  
**定員** 10人  
**料金** 無料(入館料別途)  
**持ち物** 水着、水泳帽、バスタオル、飲み物  
**申込方法** 5月28日(金)までに電話で国民健康保険グループ(☎⑤1771)または健康長寿グループ(☎⑦1075)

## 市民プールらくあ水中運動教室の 助成制度をご利用ください

**対象** 次のすべての要件を満たす方  
 ・令和4年3月までに3カ月連続して水中運動教室に参加する方  
 ・令和2年度・3年度に特定健診・健康診査などを受診した方  
 ・市の保健師または管理栄養士の健康相談を受ける方  
 ・国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の滞納がない方  
**助成額** 5,400円(年間)  
**申請方法** 水中運動教室に参加する前に、市役所または市民プールらくあに備え付けの申請書に必要事項を記入し、申請してください。  
**必要なもの** 健診結果の写し  
**申請期限** 令和4年1月31日(月)  
**問い合わせ** 国民健康保険グループ(☎⑤1771)、健康長寿グループ(☎⑦1075)

## 特定健診を受診しましょう

特定健診は、糖尿病や脂質異常などの生活習慣病について調べる健診です。  
 対象となる方には、4～5月にオレンジ色のA4サイズの封筒を送付します。  
**▶対象** 国民健康保険に加入している40歳以上の方  
**▶問い合わせ** 国民健康保険グループ(☎⑤1771)

## 妊娠、育児などにかかる費用助成をご利用ください

市は、誰もが安心して産み・育てられる環境の充実を図るため、4月1日より妊娠、育児などにかかる費用を助成します。  
 ぜひ、ご利用ください。



問い合わせ 健康推進グループ(☎⑤0100)

### ○不育症治療費

**対象** 次のいずれかに当てはまり、登別市に住民登録をする、市税などに滞納のない夫婦  
 ・産科または婦人科で不育症の検査や治療を受けた方  
 ・他の市町村で不育症の検査や治療の助成を受けていない、または受ける予定がない方  
**助成上限額** 5万円(1回につき)  
 ※検査と治療にかかった費用から北海道不育症治療費助成事業に係る助成金を差し引いた額。

#### 必要なもの

- ①北海道不育症治療費助成事業の決定を受けた方 申請書、北海道不育症治療費助成事業受診等証明書の写真、北海道不育症治療費助成事業に係る交付決定書の写真、助成の決定の指令文の写し
- ②所得要件により北海道不育症治療費助成事業の対象外となった方 申請書、不育症治療費助成事業受診等証明書、検査及び治療に係る領収書

#### 申込開始日

- ①に該当する方 北海道不育症治療費助成事業の決定日の翌日
- ②に該当する方 1回の検査及び治療が終了した日の翌日

**申込方法** 申込開始日から60日以内に健康推進グループ

### ○産婦健康診査の費用

**対象** 令和3年4月1日以降の健診日に登別市に住民登録しており、次のいずれかに該当する方  
 ①産後2週間前後の方で、産後の体調不良や育児不安があり、出産した医療機関などに受診が必要と判断された方  
 ②産後1カ月前後の方  
 ※医療機関により①は受診できない場合がありますので、事前に医療機関にご確認ください。

**助成上限額** 1回あたり5,000円(最大2回)

**利用方法** 出産した医療機関に産婦健康診査受診票を提出  
 ※受診票は母子健康手帳交付時に交付します。

### ○新生児聴覚検査の費用

**対象** 令和3年4月1日以降に生まれた方で、検査日に本人(原則生後3か月以内)と保護者が登別市に住民登録をしている方  
**助成上限額** 5,500円(1回のみ)  
**利用方法** 生まれた医療機関または北海道内の委託医療機関に新生児聴覚検査受診票を提出  
 ※受診票は母子健康手帳交付時に交付します。